

令和6年2月6日
保健福祉政策部
生活福祉課

ひきこもり等居場所事業補助の創設について

1 主旨

区は令和3年3月に「世田谷区ひきこもり支援に係る基本方針」を策定し、世田谷ひきこもり相談窓口「リンク（以下「リンク」）」の開設や重層的支援体制整備事業を活用した支援体制の構築に取り組んできた。

「リンク」では令和4年の開設から昨年末までで319人のご相談を受けているが、国の調査から推計できる区内のひきこもり等にある方は1万2千人以上であり、リンクを活用している方は、ひきこもり等に該当する方の一部に留まる。

令和4年度の国の「子ども・若者の意識と生活に関する調査」では、支援機関を利用したいと思わない方が約半数いるという結果がある一方で、「同じ悩みを持っている人」（ピアサポート）への相談ニーズが高いことや、相談できる人や安心して過ごせる場所（敷居の低い居場所）が多いほど自己に肯定的な傾向がみられた。

区としては、引き続き、ひきこもりに関する相談窓口の理解促進や周知に努めるとともに、ひきこもり等にある当事者が安心して過ごせ、同じ悩みを持つ人と交流・相談ができる敷居の低い居場所活動を支援するため、補助金を創設する。

2 補助金創設により期待される効果

敷居が低く安心して過ごせる居場所、同じ悩みを持つ人との交流・相談の場が増えることで、ひきこもり等にある当事者が社会に踏み出しやすくなるとともに、居場所を利用されていた方や相談窓口での支援が終了した方が、ピアサポーターとして居場所活動に関わる等、活動に携わる人が循環し、社会とつながり続けられる場の拡充などが見込まれる。また、地域に根差す居場所が増え、地域との交流の機会をもつことにより、ひきこもりに対する社会的認知度向上の効果も期待できる。

3 補助制度概要

定期的な居場所活動を行う団体に運営費を助成する。

(1) 対象

- ① 区内で月1回以上、各回3時間以上を継続的に開催
- ② ひきこもり等にある当事者や家族の利用を主たる目的とするもの（ピアサポート含む）。
- ③ 居場所としての利用は、原則無料とすること。

(2) 対象団体

- ① ひきこもり等にある当事者やその家族、経験者等（構成員の2/3以上）が運営する団体
- ② 事務所または活動拠点が区内にあり、営利及び宗教的・政治的活動を目的としない団体

助成団体については、年1回程度の審査会により決定する。

(3) 対象経費

人件費、使用料・賃借料、光熱水費、消耗品費、謝金等

(4) 補助額

- ① 区施設等の会場を借用し実施する場合 1回開催ごとに12,000円（上限）
 人件費 1回 10,800円（1日4時間2名程度）
 会場費 1回 1,200円（上限：区施設での使用料4時間単価）
- ② 賃貸にて物件を確保し、週3回以上実施する場合 328,000円/月（上限）

4 令和6年度所要経費

4,000,000円

（内訳）

- ① 月1回実施 6団体 720,000円（12,000円×10月×6団体）
- ② 賃貸物件にて週3回実施 1団体 3,280,000円
 人件費1,300,000円（月12回×10月分）
 家賃等1,980,000円（10月分）

※令和6年度～8年度については、世田谷区地域保健福祉等推進基金を活用する（令和9年度以降については、上記期間の実績・効果の分析・評価を基に同基金活用継続の可否の検討を行う）。

5 事業周知

本補助金事業については、HPやSNSを効果的に活用しPRを行っていく。

また、「世田谷区ひきこもり等当事者及び家族による交流支援事業運営補助」交付団体等既存の団体に個別周知を行い、補助金を活用した居場所活動への協力を呼び掛ける。

6 今後のスケジュール

令和6年4月 制度周知
 5月 申請受付・審査、助成団体決定
 6月 事業実施